

京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA 長選考規程

(平成 26 年 4 月 1 日理事長決定)

(趣旨)

第 1 条 京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA 長（以下「アクア長」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考の時期)

第 2 条 アクア長の選考を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) アクア長の任期が満了するとき。
- (2) アクア長が辞任を申し出て、学長がこれを承認したとき。
- (3) アクア長が欠員になったとき。

2 前項第 1 号に該当する場合は、任期満了の 15 日前までに、また、第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、速やかに選考する。

(アクア長候補者)

第 3 条 アクア長選考の必要が生じたときは、学長は、学内外から候補者を選出する、若しくは、各学部等の教授会等に本学専任教員の中から、アクア長候補者 1 名を推薦させる。

2 学長は、前項により選出又は推薦された候補者につき、教育研究審議会の意見を聴いて 1 名を選考する。

(任期)

第 4 条 アクア長の任期は、2 年とする。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号により選考された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 アクア長は、再任することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(最初のアクア長の任期)

2 最初のアクア長の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(最初のアクア長の選考に関する特例)

3 この規程の施行前のアクア長選考は、学長が選出した候補者について、ギャラリー@KCUA 運営委員会及び教育研究審議会の審議を経て、学長が決定する。